

大田区区民協働推進会議設置要綱

平成 17 年 3 月 16 日区交発第 435 号区長決定

改正平成 21 年 2 月 26 日 21 区交発第 11028 号区民生活部長決定

改正平成 24 年 9 月 14 日 24 地地発第 11875 号地域力・国際都市担当部長決定

改正平成 26 年 3 月 26 日 25 地地発第 14039 号地域力・国際都市担当部長決定

(設置)

第 1 条 大田区区民協働推進条例（平成 17 年条例第 10 号）第 8 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、大田区における区民との協働を区民の主体的な参画により総合的かつ計画的に推進するため、区民、区民活動団体、事業者及び区職員で構成する大田区区民協働推進会議（以下「区民協働推進会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 区民協働推進会議は、大田区における区民協働推進に関することを調査研究し、又は区長に対して提言をするものとする。

- 2 区民協働推進会議は、会議のあり方に関することを区長に対して提言をするものとする。
- 3 区民協働推進会議は、地域力応援基金の交付申請を審査し、助成団体を区長に対し推薦する。
- 4 その他区民協働推進会議が定めた事項に関する活動をするものとする。

(構成)

第 3 条 区民協働推進会議は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱し、又は任命する委員 12 名程度をもって構成する。

- | | |
|-------------------------|-------|
| （1）区民活動に熱意と関心のある区民 | 4 名程度 |
| （2）区民活動団体に所属し現に活動している区民 | 3 名程度 |
| （3）区内の事業者 | 2 名程度 |
| （4）学識経験者 | 1 名程度 |
| （5）区職員 | 2 名程度 |

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とする。特別な事情がある場合は、1 回に限り再任することができる。ただし、第 3 条第 2 号及び第 3 号に規定する区民については区民活動団体、又は事業者団体からの推薦であるため、1 回を超えて再任することを妨げない。

- 2 前項に規定する任期の途中で委員が欠ける場合は、その委員の残任期間について委員の補充をすることができる。

(会長及び副会長)

- 第5条 区民協働推進会議に会長及び副会長を置く。
- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
 - 3 会長は区民協働推進会議を代表し、会務を総務する。
 - 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

- 第6条 区民協働推進会議は、会長が招集する。
- 2 区民協働推進会議は、委員の半数以上の出席がなければ開催することができない。
 - 3 区民協働推進会議の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
 - 4 区民協働推進会議は必要に応じて意見を聴取するため、委員以外の者に会議への出席を求めることができる。

(会議の公開)

- 第7条 区民協働推進会議は、会議及び議事録を公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合に会長は、会議及び議事録の全部又は一部を非公開とすることができます。
- (1) 公開することにより公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる場合
 - (2) 特定の者に不当な利益又は不利益をもたらすおそれがあると認められる場合
 - (3) 議題に個人情報が含まれている場合
- 2 前項の規定に基づき会議及び議事録の全部又は一部を非公開としたものについては、何人も秘密性の継続する限り他に漏らしてはならない。

(庶務)

- 第8条 区民協働推進会議の庶務は、地域力推進部において処理する。

(委任)

- 第9条 この要綱に定めるもののほか、区民協働推進会議の運営に関し必要な事項は地域力推進部長が別に定める。

付則

この要綱は、平成17年3月16日から施行する。

この要綱は、平成21年2月26日から施行する。

この要綱は、平成24年9月14日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。